

○名古屋市環境基本条例

平成 8 年 3 月 22 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る方針（第 7 条）

第 2 節 環境基本計画（第 8 条）

第 3 節 環境の保全のための施策等（第 9 条—第 24 条）

第 3 章 名古屋市環境審議会（第 25 条—第 29 条）

第 4 章 地域環境審議会（第 30 条—第 35 条）

附則

名古屋市は、多くの先人たちの長年にわたる努力により、すぐれた可能性に富む都市として発展してきた。科学技術の発展は、わたくしたちの生活を飛躍的に向上させ、活力あるものにした。

しかしながら、今日の繁栄を支える都市の活動は、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な環境への負荷を与えながら営まれている。その結果、環境問題は、ますます複雑、多様化の様相を呈し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模の広がりとして将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

わたくしたちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っている。わたくしたちは、このことを深く認識し、すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献すると

ともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に関する活動を行うなど、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（環境目標値）

第 5 条の 2 市長は、大気汚染、水質汚濁等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値（以下「環境目標値」という。）を定めるものとする。

2 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進していく上での目標又は指針として、環境目標値の達成維持に努めるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により、環境目標値を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、名古屋市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境目標値を定め、又は改定したときは、これを告示しなければならない。

（環境保全の日）

第 6 条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、毎月環境保全の日を設ける。

2 環境保全の日は、市長が定める。

3 市は、環境保全の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る方針

第 7 条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わ

なければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、地盤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、緑化の推進、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の適正な保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。
- (6) その他環境への負荷の低減が図られること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全について配慮しなければならない。

（環境影響評価の推進）

第10条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定による調査、予測又は評価に関する技術手法の向上を図るために必要な調査及び研究に努めなければならない。

（規制の措置）

第11条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

（環境の保全に関する協定）

第12条 市は、必要があると認めるときは、事業者が行う環境の保全に関する実施上の

措置について、事業者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

- 2 環境の保全に関する協定が締結されたときは、市長は、その内容を公表しなければならない。

（経済的措置）

第 13 条 市は、事業者又は市民が自らの行為による環境への負荷を低減させるために必要な施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、これらの者に対し、その者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、事業者又は市民に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより、これらの者が自らの行為による環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について調査及び研究を行い、その結果、特に必要があると認めるときは、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に資する施設の整備等）

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第 16 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う再生資源に係る回収活動、環境美化活動、緑化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 18 条 市は、第 16 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人に関する情報の保護等に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査研究等）

第 19 条 市は、環境を保全するための施策の策定に必要な調査及び研究を行うとともに、

それらの成果の普及に努めるものとする。

- 2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等を実施するものとする。

（苦情処理及び公害に係る被害の救済）

- 第 20 条 市は、関係行政機関と協力して公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

- 2 市は、公害に係る健康への被害の救済のための措置を円滑に実施するとともに、公害に係る健康への被害を予防し又は健康の回復を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全に資する行動指針の策定等）

- 第 21 条 市は、市、事業者及び市民が地球環境保全に資するように行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動が促進されるように努めるものとする。

（地球環境保全の推進等）

- 第 22 条 市は、地球環境保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

- 第 23 条 市は、環境の保全に関する施策に、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講ずるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

- 第 24 条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 名古屋市環境審議会

（設置）

- 第 25 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、名古屋市環境審議会（以下「市審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第 26 条 市審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

- 第 27 条 市審議会は、委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 委員は 25 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員のうちから議長が推薦した者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関職員

- 3 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、その調査審議事項ごとに 5 人以内の専門委員を置くものとし、学識経験者のうちから調査審議事項を明記して市長が委嘱する。

（任期）

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その調査審議事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。
(委任)

第 29 条 前 4 条に定めるもののほか、市審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 地域環境審議会

(設置)

第 30 条 市長の附属機関として、区域（区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例（昭和 33 年名古屋市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に定める区の区域をいう。以下同じ。）ごとに地域環境審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

2 地域審議会の名称は、その置かれた区域に対応する区の名称を冠した地域環境審議会とする。

(所掌事務)

第 31 条 地域審議会は、市長の諮問に応じ、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

2 地域審議会は、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、その区域内に住所を有する市民の申立てに基づき、又は自らの判断に基づき、調査審議し、その結果必要があると認めたときは、市長に意見を述べることができる。

3 地域審議会は、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、規則で定めるところにより、その区域内に住所を有する市民の意見を聴くことができる。

4 地域審議会は、その区域に係る環境の状況に関し、市長に必要な資料の提出を求めることができる。

(報告及び諮問)

第 32 条 市長は、前条第 2 項の規定による地域審議会の意見に基づいてとった措置について、その地域審議会に報告するものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定による答申又は同条第 2 項の規定による意見が環境の保全に関する施策の基本に係るものであるときは、市審議会に諮問するものとする。

(組織)

第 33 条 地域審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、地域審議会の区域内に住所を有する者であって、次の各号に掲げるものについて市長が委嘱する。

(1) 学識経験者又は地域における環境の保全に関する活動を行っている者 9 人以内

(2) 保健委員（名古屋市保健委員規則（昭和 32 年名古屋市規則第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する者をいう。） 3 人以内

(3) 区政協力委員（名古屋市区政協力委員規則（昭和 43 年名古屋市規則第 20 号）第 1 条第 1 項に規定する者をいう。） 3 人以内

(4) 選挙人名簿に登録されている者のうちから市議会が推薦する者 名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和 42 年名古屋市

条例第 4 号)第 2 条に規定する議員の数に相当する数以内
(任期)

第 34 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者で委員となったものが、当該各号に掲げる者でなくなったときは、委員の職を失う。委員が、当該地域審議会の区域内に住所を有しなくなったときもまた同様とする。

(委任)

第 35 条 前 5 条に定めるもののほか、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定及び附則第 2 項の規定(名古屋市公害防止条例の目次の改正規定中「第 4 章 自動車に関する措置(第 31 条―第 33 条)」を「第 4 章 自動車公害対策の推進(第 31 条―第 33 条の 3)」に改める部分及び同条例第 4 章の改正規定を除く。)は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年規則第 78 号で第 4 章の規定及び附則第 2 項の規定(名古屋市公害防止条例の目次の改正規定中「第 4 章 自動車公害対策の推進(第 31 条―第 33 条の 3)」に改める部分及び同条例第 4 章の改正規定を除く。)は平成 8 年 11 月 1 日から施行。ただし、平成 8 年規則第 87 号で第 33 条第 2 項第 4 号中市議会が推薦することに関する部分の規定は平成 8 年 6 月 26 日から施行)

(名古屋市公害防止条例の一部改正)

2 名古屋市公害防止条例(昭和 48 年名古屋市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
[次のよう] 略

(名古屋市環境審議会条例の廃止)

3 名古屋市環境審議会条例(昭和 45 年名古屋市条例第 17 号)は、廃止する。

4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の名古屋市環境審議会条例第 3 条第 2 項に規定する名古屋市環境審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第 27 条第 2 項に規定する名古屋市環境審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合における第 28 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは「附則第 3 項による廃止前の名古屋市環境審議会条例第 3 条第 2 項の規定により名古屋市環境審議会の委員に委嘱された日から 2 年」とする。

附 則(平成 15 年条例第 15 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項(第 28 条第 3 項、第 38 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 62 条第 2 項及び第 63 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 24 条第 3 項及び第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 52 条、第 91 条、第 98 条第 2 項及び第 3 項、第 116 条第 1 項及び第 2 項、第 121 条、次条並びに附則第 9 条(第 5

条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)の規定は公布の日から、第 48 条から第 50 条まで、第 92 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 99 条から第 102 条まで、第 129 条（第 50 条第 2 項に係る部分に限る。）並びに第 134 条第 1 号（第 48 条第 2 項に係る部分に限る。）及び第 2 号の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（環境目標値に係る経過措置）

第 10 条 この条例の施行の際現に旧条例第 7 条第 1 項の規定に基づき定められている環境目標値は、前条の規定による改正後の名古屋市環境基本条例第 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき環境目標値が告示されるまでの間は、同条第 1 項の規定に基づき定めた環境目標値とみなす。

○名古屋市環境審議会規則

平成 8 年 4 月 1 日

規則第 59 号

(目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市環境基本条例(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)第 29 条の規定に基づき、名古屋市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第 1 項中「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事及び書記)

第 6 条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事及び書記は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 8 号)抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。